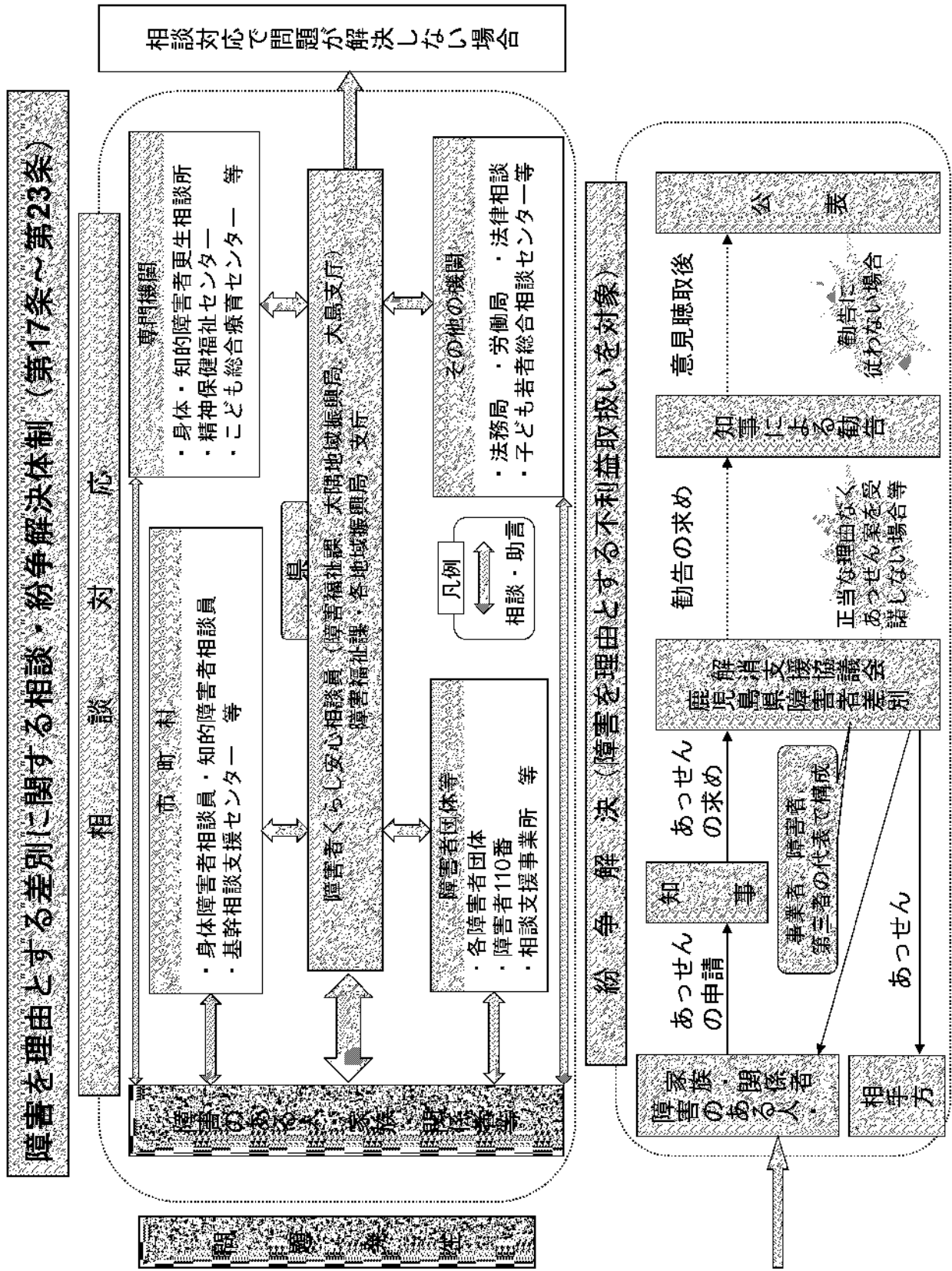


(1) 「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」の概要

＜ 制定：平成26年3月26日，公布：平成26年3月28日，施行：平成26年10月1日 ＞

区 分	項 目	規 定 す る 内 容
前文		<ul style="list-style-type: none"> 全ての県民が，社会を構成する対等な一員として安心して暮らせる社会の実現を推進
第1章 総則	第1条 目的	<ul style="list-style-type: none"> この条例は，障害を理由とする差別解消の基本理念を定め，県及び県民の責務を明確化 障害を理由とする差別解消の基本事項を規定 障害を理由とする差別解消の推進を目的と規定
	第2条 定義	<ul style="list-style-type: none"> 「障害のある人」，「社会的障壁」，「障害を理由とする差別」について定義
	第3条 基本理念	<ul style="list-style-type: none"> 個人の尊厳の尊重，尊厳にふさわしい生活保障 社会活動への参加，地域社会における共生 県民が，障害に関する知識及び理解を深めるよう促進
	第4条 県の責務	<ul style="list-style-type: none"> 障害者差別解消施策の策定及び実施する責務
	第5条 市町村への要請及び支援	<ul style="list-style-type: none"> 県は，市町村に障害者差別解消施策の実施を要請 県は，市町村との連携を図り，情報の提供，技術的助言等必要な支援を実施
	第6条 県民の責務	<ul style="list-style-type: none"> 県民は，障害のある人に対する理解を深め，県又は市町村の障害者差別解消施策に協力 障害のある人は，自らの障害による障壁等について，可能な範囲内で，県民に伝え理解を促進
	第7条 財政上の措置	<ul style="list-style-type: none"> 県の財政上の措置
第2章 差別の禁止	第8条 障害を理由とする差別の禁止	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人に対する不利益取扱いを禁止 社会的障壁の除去に伴う負担が過重でないときは，必要かつ合理的な配慮を提供
	第9条～第16条 分野別の差別の禁止	<ul style="list-style-type: none"> 福祉サービス，公共的施設，交通機関など9分野における障害を理由とする「不利益取扱い」の禁止
第3章 差別をなくすための施策	第17条及び第18条 差別事案に関する相談体制	<ul style="list-style-type: none"> 県は，差別事案に関する相談に応じ，相談者に対して必要な助言，情報提供，関係者間の調整等を実施 県が相談員を設置できることを規定
	第19条 附属機関の設置	<ul style="list-style-type: none"> 差別解消の取組を推進するため，「鹿児島県差別解消支援協議会」を設置 所管事務（あっせんに係る事務，障害を理由とする差別の解消の推進に関する事項に係る調査審議） 障害者差別解消法第17条第1項による協議会
	第20条～第23条 差別事案に関する紛争解決制度	<ul style="list-style-type: none"> 知事の附属機関によるあっせんの実施 知事による勧告及び公表の実施
	第24条及び第25条 普及啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人に対する県民の理解を深める啓発の実施及び表彰制度の創設
第4章 雑則	第26条 規則への委任	<ul style="list-style-type: none"> 条例の施行に関し，必要な事項は規則で規定
附則	施行日等	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年10月1日施行 施行後3年を目処として検討



(2) 障害者差別解消法改正に関する内閣府資料

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律の概要 (令和3年法律第56号)

経緯

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。)附則第7条においては、施行(平成28年4月)後3年を経過した場合に事業者による合理的配慮の在り方その他の施行状況について所要の見直しを行う旨規定されている。このため、障害者政策委員会において議論が行われ、令和2年6月に意見書が取りまとめられている。この意見書等を踏まえ、以下の措置を講ずる。

概要

障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずる。

1. 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加

国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率のかつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。

2. 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化

事業者による社会的障壁(障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの)の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、現行の努力義務から義務へと改める。

3. 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化

- (1) 基本方針に定める事項として、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項を追加する。
- (2) 国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成し又はこれを確保する責務を明確化する。
- (3) 地方公共団体は、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報(事例等)の収集、整理及び提供に努めるものとする。

※ 施行期日

公布の日(令和3年6月4日)から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

参考

障害者差別解消法では、行政機関等と事業者は、事務・事業を行うに当たり、障害者から何らかの配慮を求められた場合には、**過重な負担がない範囲**で、社会的障壁を取り除くために**必要かつ合理的な配慮(合理的配慮)**を行うことを求めている。

(※障害者差別解消法(改正法施行前)では、行政機関等は義務、事業者は努力義務とされている。)



段差がある場合に、スロープなどで補助する



意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末などを使う

注：「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」(平成27年2月24日閣議決定)に基づき作成

(3) 鹿児島県障害者差別解消支援協議会

1 根拠法令

「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」第19条

2 目的等

(1) 目的

障害を理由とする差別を解消するための取組を推進する。

(2) 事務

- ・ 障害を理由とする不利益な取扱いに該当する事案について、知事の求めに応じ、あつせんを行う。
- ・ 知事の諮問に応じ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する事項に関し、調査審議する。

(3) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)での位置付け

(障害者差別解消法第17条第1項に規定する障害者差別解消支援地域協議会を兼ねる。)

- ・ 障害者差別解消法に規定する協議会の事務

障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行う。

組 織	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員は22人以内 ・ 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命 <ul style="list-style-type: none"> ① 障害のある人又はその家族その他の関係者が組織する団体を代表する者 ② 関係行政機関の職員 ③ 福祉、医療、雇用、教育その他の障害を理由とする差別の解消の推進に関連する分野の業務を行う関係団体を代表する者 ④ 学識経験者
任 期	・ 2年
会 長	・ 会長は委員の互選により定める
会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議は、委員の過半数の出席により開会 ・ 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決する
部 会	<ul style="list-style-type: none"> ・ あつせんを行うための部会を置く ・ あつせんに係る事項は、部会の決議をもって協議会の決議とする ・ 部会に属すべき委員は、会長が指名 ・ 部会長は、会長が指名

(4) 障害者差別に関する相談件数

1 差別に関する相談件数（平成26年度～令和4年度）※H26.10～R4.9

(1) 障害種別

		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	計
身体障害	肢体不自由	5	17	18	6	16	25	15	6	0	108
	視覚	4	9	13	5	11	13	8	5	0	68
	聴覚	1	4		1	2	4	6	1	0	19
	内部障害		2	4		2	4	1		0	13
知的障害		1	2	2	2		3	1	2	0	13
精神障害(発達)		2	5	2	8	5	8	2	1	2	35
その他(3障害等)		2	2		5		4	3	1	0	17
計		10	26	22	21	21	40	21	10	2	173

・相談種別ごとの相談件数については、「肢体不自由」、「精神障害(発達)」の順に多くなっている。

(2) 場面

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	計
福祉サービス			1	1	1	1		1	0	5
医療		2	1		3	3	2		0	11
販売・サービス	1	5	8	1	4	1	2	1	0	23
労働・雇用	4	4	4	5	3	8		1	1	30
教育			1		3	3	1	2	0	10
公共的施設		3	1		1	6	1	1	0	13
交通機関	2	7	4	5	5	13	6	2	0	44
不動産取引	1	1		3		1	2		0	8
情報の提供など	2	4	1	5		1	1	1	0	15
その他			1	1	1	3	6	1	1	14
計	10	26	22	21	21	40	21	10	2	173

・差別が発生した場面については、「交通機関」、「労働・雇用」、「販売・サービス」の順に多くなっている。

(3) 障害種別と場面のクロス表

	身体				知的	精神 (発達)	その他 (3障害等)	計
	肢体不自由	視覚	聴覚	内部障害				
福祉サービス	2	2				1		5
医療	2	3	1		2	3		11
販売・サービス	14	3	1	1	1	3		23
労働・雇用	3	1	1	10	3	9	3	30
教育	1				2	6	1	10
公共的施設	5	2	3			1	2	13
交通機関	36	2		1	1	3	1	44
不動産取引	1	1				4	2	8
情報の提供など		3	2		1	3	6	15
その他	4	2		1	3	2	2	14
計	68	19	8	13	13	35	17	173

- ・「交通機関」、「販売・サービス」の場面では、車椅子利用者がバスに乗れなかったケースや、お店等で必要な配慮が受けられないケース、電動カートでの入店を断られたケースなど、肢体不自由の方からの相談が多い。
- ・「労働・雇用」については、職場で必要な配慮が受けられなかったケースなど、内部障害や精神障害の方からの相談が多くなっている。

(5) 障害者差別に関する普及啓発・相談対応

令和3年度

(令和3年4月～令和4年3月)

第1 普及啓発

1 広報・行事等

リーフレット, ポスター, 県ホームページ

2 事業所等の研修会等での説明

(令和4年3月31日現在)

障害福祉課	大隅地域振興局	大島支庁	計
2	2	0	4

3 事業所等への個別訪問

(令和4年3月31日現在)

障害福祉課	大隅地域振興局	大島支庁	計
106	257	15	378

第2 相談対応

1 障害者くらし安心相談員の配置状況(各1名)

配置先	電話番号	受付時間
障害福祉課	Tel : 099-286-5110 Fax : 099-286-5558	月～金 午前9時～午後4時
大隅地域振興局 地域保健福祉課	Tel : 0994-52-2108 Fax : 0994-52-2120	
大島支庁 地域保健福祉課	Tel : 0997-57-7222 Fax : 0997-57-7251	

2 障害者くらし安心相談員の活動状況

(令和4年3月31日現在)

相談対応		障害福祉課	大隅地域振興局	大島支庁	計
相談 件数		59	47	3	109
	不利益取扱い	4	0	0	4
	合理的配慮	4	1	1	6
	その他	51	46	2	99
対応 回数		251	69	74	394
	不利益取扱い	12	0	0	12
	合理的配慮	5	2	3	10
	その他	234	67	71	372

3 相談対応の具体的な事例

(1) 不利益取扱いの事例（4件）

ア 福祉サービスの提供（0件）

イ 医療の提供（0件）

ウ 商品の販売及び役務の提供（1件）

No.	相 談 者					
	年齢	不明	性別	男	障害種別	－（行政職員）
1	年齢	不明	性別	男	障害種別	－（行政職員）
内容	車椅子利用者が買い物に訪れた際、店舗に車椅子の設置がなく、店員の対応にも不満があるとの相談が市町村に寄せられたのだが、県に対応をお願いしたい。					
対応	この相談については、まず市町村で対応することが可能かどうかを検討するよう伝えた。また、当該店舗へ訪問活動を行い、合理的配慮の提供についての周知啓発を行うよう助言した。					

エ 労働及び雇用（0件）

オ 教育（0件）

カ 公共的施設の利用（0件）

キ 交通機関の利用（1件）

No.	相 談 者					
	年齢	不明	性別	女	障害種別	－（事業所職員）
2	年齢	不明	性別	女	障害種別	－（事業所職員）
内容	あるバス会社に対して低床バスの予約を行ったが、予約不可と言われた。					
対応	当該バス会社では、車両への責任を明確にするため、低床バス毎に運転手を専属にしていることから、低床バスの運行状況は運転手の勤務ローテーション等で運行路線が決められていることを説明し、了解を得た。					

ク 不動産取引（0件）

ケ 情報の提供及び受領（0件）

コ その他（2件）

No.	相 談 者					
3	年齢	不明	性別	男	障害種別	不明
内容	入所している事業所の職員から、自分だけ自由に買い物を許されないなどの不当な差別を受けている。					
対応	話を傾聴し、相談者から特段の対応は求められなかったため、県相談員に改めて話を繋いでおくことを伝えて同意を得た。					

No.	相 談 者					
4	年齢	50代	性別	男	障害種別	知的障害
内容	利用している障害者基幹相談支援センターの職員から、暴言を吐かれたり馬鹿にされたりしている。					
対応	管轄する市町村の担当課へ連絡し、当該センターへの事実確認や障害に対する理解啓発、今後の対応について検討するよう依頼した。					

(2) 合理的配慮の事例（6件）

ア 福祉サービスの提供（0件）

イ 医療の提供（0件）

ウ 商品の販売及び役務の提供（0件）

エ 労働及び雇用（1件）

No.	相 談 者					
5	年齢	60代	性別	女	障害種別	肢体不自由
内容	身体障害を有する再任用教諭からの相談。車での長時間通勤を要する勤務地へ異動となった。障害特性上、長時間の運転は困難であるので、教育委員会へ代わりに相談してほしい。					
対応	教育委員会の相談窓口を紹介し、自身で直接相談するよう助言した。また、その他の相談機関も併せて紹介し、教諭の資格を生かすことができる職場を探す方法について助言した。					

オ 教育（2件）

No.	相 談 者					
6	年齢	不明	性別	女	障害種別	－（家族・親族）
内容	ADHDとアスペルガー症候群を有している高校生の息子について、障害の特性を専門学校に事前に説明していたが、体験入学後、高校を通じて受験を断られたが、これは差別ではないのか。					
対応	この相談内容は、合理的配慮の問題となり、双方で建設的対話を行いながら検討していくことが重要であることを説明した。					

No.	相 談 者					
7	年齢	不明	性別	不明	障害種別	－（学校関係者）
内容	身体障害を有する児童の成長に伴う体重増加により、トイレでの支援が困難になっていくため、今後、よりよい支援が可能な学校への転校も含めて保護者等と検討している。保護者は、自身が校内で支援を行うことで同じ小学校への通学を希望をしているが、この申し出を断ることは合理的配慮に反するか。現在、階段移動は昇降機があるが、支援員による補助はない状況である。					
対応	この相談内容は、合理的配慮の問題で、双方で建設的対話を行いながら検討していくことが重要であり、車椅子利用者への支援を再検討した上で、地域の養護学校のコーディネーターへの相談を提案した。					

カ 公共的施設の利用（0件）

キ 交通機関の利用（0件）

ク 不動産取引（0件）

ケ 情報の提供及び受領（2件）

No.	相 談 者					
8	年齢	不明	性別	女	障害種別	重複障害
内容	肢体不自由・視覚・言語の重複障害があり、今までバスを利用する際は事前にバス会社とFAXでやり取りをしていたが、最近返事が来なくなった。					
対応	バス会社に照会するため、FAX番号と担当部署を教えてくださいよう依頼した。					
結果	教えてもらったバス会社の担当部署に連絡したところ、既に相談者とFAXでのやりとりが行えているとのことであった。					

No.	相 談 者					
9	年齢	60代	性別	男	障害種別	知的障害
内容	生活保護の申請について、知的障害のため説明が理解できない部分があったり、毎回職員の説明の内容が変わっているように感じたりと不安である。					
結果	関係自治体に連絡し、相談者の障害特性を伝えた上で、配慮ある対応を行うよう依頼した。					

コ その他（1件）

No.	相 談 者					
10	年齢	60代	性別	男	障害種別	視覚障害
内容	視覚障害がある町議会議員からの相談。島外出張の際、妻を同行援護者として公費負担してほしい。					
対応	町議会の協議会で公費負担は認められないとの回答があるとおり、それは難しいということを伝えた。同行する事務局員へ配慮を依頼したり、タクシー移動を認めてもらったりするよう助言した。					

令和4年度 (令和4年4月～令和4年9月)

第1 普及啓発

1 広報・行事等

リーフレット, ポスター, 県ホームページ

2 事業所等の研修会等での説明 (令和4年9月30日現在)

障害福祉課	大隅地域振興局	大島支庁	計
0	0	0	0

3 事業所等への個別訪問 (令和4年9月30日現在)

障害福祉課	大隅地域振興局	大島支庁	計
90	131	1	222

(※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から外出制限があったため、差別解消に係るリーフレットやポスター等の送付等、郵送による啓発活動を含む。)

第2 相談対応

1 障害者くらし安心相談員の配置状況 (各1名)

配置先	電話番号	受付時間
障害福祉課	Tel : 099-286-5110 Fax : 099-286-5558	月～金 午前9時～午後4時
大隅地域振興局 地域保健福祉課	Tel : 0994-52-2108 Fax : 0994-52-2120	
大島支庁 地域保健福祉課	Tel : 0997-57-7222 Fax : 0997-57-7251	

2 障害者くらし安心相談員の活動状況 (令和4年9月30日現在)

相談対応		障害福祉課	大隅地域振興局	大島支庁	計
		25	20	0	45
相談件数	不利益取扱い	1	0	0	1
	合理的配慮	1	0	0	1
	その他	23	20	0	43
		78	65	22	165
対応回数	不利益取扱い	4	1	0	5
	合理的配慮	1	0	0	1
	その他	73	64	22	159

3 相談対応の具体的な事例

(1) 不利益取扱いの事例 (1件)

ア 福祉サービスの提供 (0件)

- イ 医療の提供（0件）
- ウ 商品の販売及び役務の提供（0件）
- エ 労働及び雇用（1件）

No.	相 談 者					
	年齢	不明	性別	女	障害種別	重複障害
1						
内容	勤務していた就労継続支援事業所が突然閉鎖され、様々な相談機関へ相談に行ったが、取り合ってもらえなかった。					
対応	雇用に関する相談であったため、労働局の雇用機会均等室を紹介し、相談時には給与明細などの書類をお持ちするよう助言した。					

- オ 教育（0件）
- カ 公共的施設の利用（0件）
- キ 交通機関の利用（0件）
- ク 不動産取引（0件）
- ケ 情報の提供及び受領（0件）
- コ その他（0件）

(2) 合理的配慮の事例（1件）

- ア 福祉サービスの提供（0件）
- イ 医療の提供（0件）
- ウ 商品の販売及び役務の提供（0件）
- エ 労働及び雇用（0件）
- オ 教育（0件）
- カ 公共的施設の利用（0件）
- キ 交通機関の利用（0件）
- ク 不動産取引（0件）
- ケ 情報の提供及び受領（0件）

コ その他（1件）

No.	相 談 者					
	年齢	50代	性別	女	障害種別	精神障害
内容	精神疾患により団地の自治会に係る仕事を休んでいるが、参加しない代わりに医師の診断書の提出を求められ、拒否したら怒鳴られたり脅されたりしている。					
対応	自治会規約を確認して他の居住者にも相談し、その内容をもって話し合いをするよう助言し、それでも解決しない場合は、居住地の基幹相談支援センターに以前似たような相談が寄せられていたことを説明して、窓口を紹介した。					